

# 自立支援型ケアマネジメント研究会 規約

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本会は、自立支援型ケアマネジメント研究会(以下「研究会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 研究会の事務所は、埼玉県和光市本町15番35号大野ビル2階に置く。

## 第二章 目的

### (目的)

第3条 研究会は、介護保険の介護予防、介護予防ケアマネジメントのスキル維持向上に努め、超高齢化社会においても介護状態の悪化防止、重度化防止の支援ができるようにマネジメント、コーディネート力の育成、推進を目的とする。軽度者の介護予防ケアマネジメントを行い、地域へ再活躍できるような支援体制の工夫を図ることに貢献できる。

## 第三章 事業

### (事業)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1)介護予防ケアマネジメント（アセスメント、プラン、評価）
- (2)多職種連携時のコーディネーター力の育成
- (3)退院時カンファレンス、担当者会議、地域ケア会議等
- (4)研修資料作成、研修会
- (5)人材育成
- (6)普及啓発

## 第四章 会員

### (会員)

第5条 会員は、研究会の目的及び事業に賛同する各関係機関等の者とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局あてに提出する。

### (会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1)会費は、年会費3,000円とする。

- (2)入会日については、年会費の月割計算はない。
- (3)退会日については、年会費の返納はない。
- (4)帰納の会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
- (5)講演会における講師謝礼金は、年会費とは別途徴収する。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届出書を提出し任意に退会することができる。

## 第五章 役員

(役員)

第 9 条 研究会は次の役員を置き、役員の任期は 2 年とする。再任用は防げない。

- (1)代表 1 名
- (2)副代表 1 名
- (3)会計 1 名
- (4)理事 3 名

(役員の仕事)

- 第 10 条 代表は会を代表し統括する。
- 2.副代表は代表を補佐し運営にあたる。
  - 3.会計は会の出納その他の事務に従事する。
  - 4.理事は各担当エリアを統括する。

## 第六章 会議

(会議)

第 11 条 研究会の会議は、総会及び前記の役員による役員会とし、代表が招集し、次の事項について決議する。

- (1)総会は年 1 回代表が招集し、新役員の選任、規約、会費の改正等、決算報告、事業報告、その他会の運営に関する事項を決議する。
- (2)収支計算書を作成し、年 1 回会員に報告する。
- (3)総会の議事は出席会員の過半数をもって決議する。
- (4)役員会は、総会の委任事項、その他必要と認めた事項を決議する。

(議事録)

第 12 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業年度)

第 13 条 研究会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 研究会の事務を処理するため、事務局を代表役員のもとに会員名簿の整理、会費の管理、研究会に必要な諸事務を行ため、当分下記に置く。

(1)和光市中央地域包括支援センター 事務連絡責任者 川淵 由美

(2)〒351-0114 埼玉県和光市本町 15 番 35 号 大野ビル 2 階

## 第七章 禁止事項

(禁止事項)

第 15 条 次の行為を禁止事項とする。

(1)会員は、研究会が開催する研修会及び勉強会の動画撮影、録音、SNS への投稿は禁止とする。

(2)研究会資料の盗用については、著作権侵害にあたるため禁止とする。

(3)研究会資料を使用する者は、事前に資料使用許可申請書を事務局あてに提出する。

附則

1. この規約は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。